タイでの企業運営 マニュアル 2015年版

Doing Business in Thailand 2015





はじめに

世界情勢が急速に変化している現在、タイを含む各国はあらゆる面で自国競争力と可能性を高める努力が必要とされています。特に経済分野は、国力の強化や他国との競争において最も重要な分野です。

公共部門開発委員会事務局(Office of the Public Sector Development Commission: "OPDC") は、政府部門の開発の主要機関として民間部門をはじめとする全ての部門のニーズに効率良く対応

できるよう、政府機関の業務プロセス改善の促進および支援の重要性を認識しています。同時に、タイ国内の事業者に対して政府機関の業務プロセスの正確かつ最新の情報を提供し事業運営上の様々な利便性を向上させることで、タイの競争力強化を目指しています。

このたび、OPDCは「タイでの企業運営マニュアル(Doing Business in Thailand)」を作成しました。正確かつ最新の情報を提供することで、タイでの事業を希望されている事業者、投資家の方々および関係者の皆様が正しい知識と理解を得る手助けとなることを期待しております。

本書「タイでの企業運営マニュアル」に記載されている事例は、世界銀行発表の「Ease of Doing Business」に記載されている事例に基づいています。本書の刊行にあたり、各関係機関から寄せられましたご協力に対し厚くお礼申し上げます。最後に、政府機関の業務が改善され、民間部門の皆様が今後タイでの事業運営をよりスムーズに行うために本書がお役に立てば幸いです。

公共部門開発委員会事務局 2014 年 7 月



本書で使われる記号



所要時間



費用(単位:バーツ)



関係機関



関連法令 規定



注意点



追加情報



連絡先機関名・電話番号・ウェブサイト

企業運営の概要

事業開始

事業運営

トラブルへの対応

起業

建築 許可

電気 使用 許可

財産 登記

金銭の貸借

投資家保護

納税

輸出入

訴訟

債務超過







納付税額

の計算

申告・納税









商号予約



資本金の払込



社印作成



会社登記



建築許可 の取得



建物使用許可 の取得



電話回線の 接続申請



水道使用 許可申請



電気使用許可 申請・支払い



外部接続工事 (必要な場合)



内部配線 の確認



電力量計の 取付・送電



基本定款・ 会社書類の 謄本の入手



財産の登記





信用情報



担保の 法的権利



請求権の 法的裏付け



情報開示



取締役の責任



株主による裁判 手続きの利便性



輸入



情報登録



通関手続



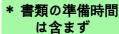
港での諸手続



情報登録



通関および 港での諸手続





裁判申立



審理・判決



強制執行



破産



再生

1. 起業

タイでの企業形態には様々な種類がありますが、最も一般的な形態は 「株式会社」です。本書では、一般投資家の皆様の参考として、 の設立プロセスおよび関連手続について解説します。 「株式会社」

会社登記のための手続・所要時間・費用



商号予約

オンラインにて 類似商号の有無を確認 ・商号予約





資本金の払込

株式の予約・ 資本金の払込・ 基本定款の作成・ 取締役の選任と 権限の取決



* ケースバイケース



社印作成

社印作成**

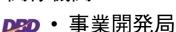


** 権限を有する取締役の署名 時に社印押印を必要としない 場合には、社印登録は不要



曲

関係機関





• 歳入局



• 社会保険事務所



• 労働者保護福祉局



会社登記

会社の登記および 就業規則の提出 (必要な場合)



B 8, 760***

*** 録資本金額150万バーツの株式会社を 設立する場合に必要な費用

- 登記・証明書発行手数料 8,350バーツ
- 基本定款にかかる印紙代 200バーツ
- 就業規則にかかる印紙代 200バーツ
- 委任状にかかる印紙代 10バーツ



投資奨励に関する情報は www.boi.go.th をご参照下さい。



- ▶ 事業開発局 www. dbd. go. th Call Center 1570
 - 社会保険事務所 http://www.sso.go.th/wpr/eng/contactus.html Call Center 1560
 - 労働者保護福祉局 http://www.labour.go.th/en/index.php/contact Call Center 1546

2. 建築許可

本章では、建物の建築許可の申請手続について解説します。

以下の例を用いて、一般的な申請手続・所要期間・諸経費について説明します。

(前提) 場所:バンコク都内

建物: 2階建一般倉庫ビル(主要水道管、電話ケーブルからの距離: 10メートル)

工期: 30週間(工事遅延による延長は含まず)

資格を有する建築士、エンジニアにより作成された設計図面、仕様書、構造計算書は承認済

関係機関



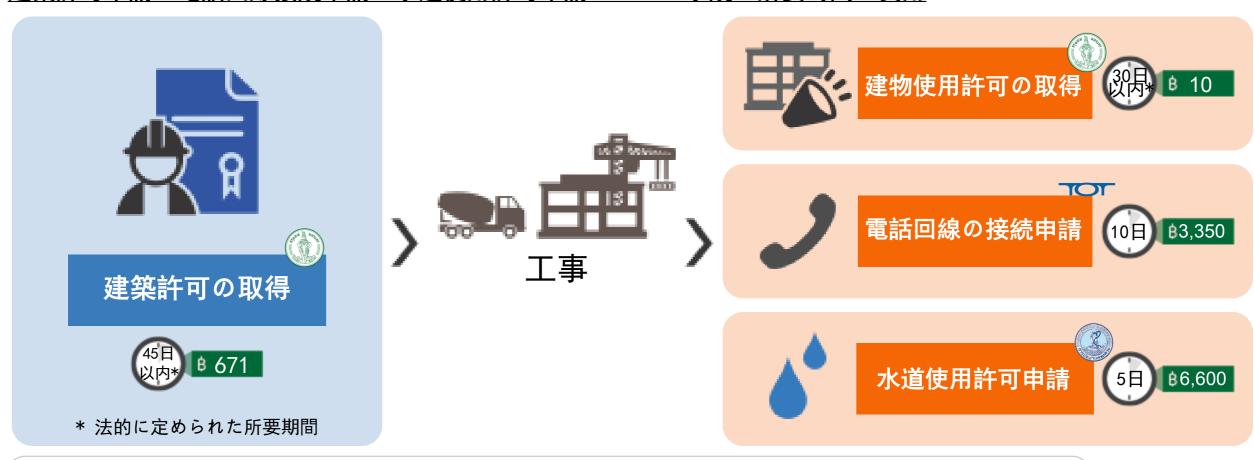


- バンコク都庁
- **TOT •** タイ電話公社(TOT)

建築許可

- - 首都圏水道公社

建築許可申請・電話回線接続申請・水道使用許可申請のための手続・所要時間・費用



- . 他の県での許可取得については、地方自治体へご連絡下さい。
 - ・他の種類の建築物の申請情報は http://office.bangkok.go.th/bcd をご参照下さい。
- バンコク都庁公共事業局 各事務所の所在地及び電話番号はwww.bangkok.go.th をご参照下さい。 02 246 0301-2
 - 首都圏水道公社www. mwa. co. th Call Center 1125
 - タイ電話公社www. tot. co. th TOT Contact Center 1100 or 02 505 1000

3. 電気使用許可



電気使用許可

関係機関

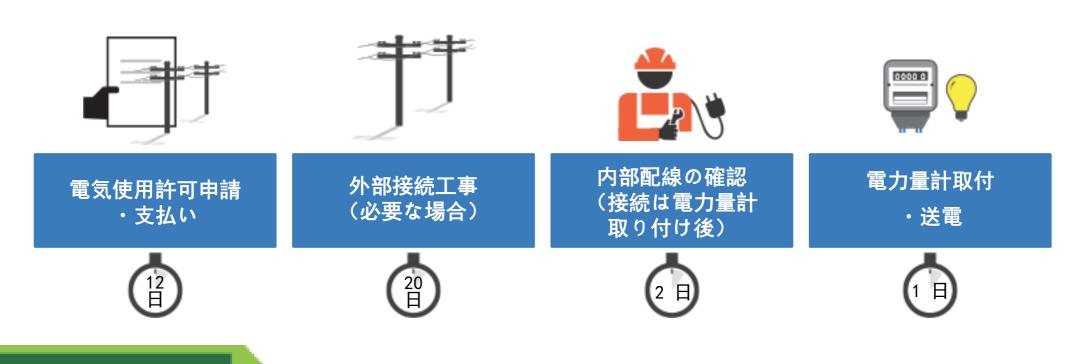




• 首都圏配電公社

本章では、電気使用許可を申請する上で、申請から電力量計取付までの各手続、所要期間、諸経費について解説します。本例の前提は、バンコク都内の工業団地もしくは経済特区外に建設された2階建ての新築建物で、当該建物は主要な道路に面しており、150メートル以上の外部接続工事を要しません。また、電線は三相4線式、電圧は230/400ボルト、140Kvaです。

電気使用許可申請のための手続・所要時間・費用



- **B** 80, 050 82, 050*
- * 工事開始前に支払。上記金額に保証金は含まれない。
- がフコク首都圏、ノンタブリー県、サムットプラカーン県以外は地方電力公社 <u>http://www.pea.co.th</u> へご連絡下さい。
- 🔀 首都圏配電公社 <u>www. mea. or. th</u> MEA Call Center 1130

4. 財産登記



財産登記

本章では、株式会社間の土地の売買を例として、財産の登記について解説します。この例では、売買の対象となる土地には2階建ての倉庫が建っており、抵当権の設定やその他の係争事項がないことを条件としています。





関係機関



• 事業開発局



• 土地局

財産登記のための手続・所要時間・費用





会社登録済証明書、基本定款(2頁)、会社規則(2 頁)、株主名簿(1頁)の謄本の発行を依頼する場合 は450バーツ(銀行で行う場合は650バーツ)



** - 登記費用は評価額の2%

- 源泉税額は評価額と売買価額の何れか大きい金額の1%
- 特定事業税は評価額と売買価額の何れか大きい金額の3.3%



- 事業開発局 www. dbd. go. th 商業情報部 02 547 4368 or 02 547 4389
- 土地局 <u>www. dol. go. th</u> 02 141 5555

5. 金銭の貸借

金銭の貸借

本章では、信用情報へのアクセス、および貸手・借手の支援・保護の 仕組みについて解説するために、投資家の皆様が入手できる信用情報、 担保および債務者が支払不能や破産に陥った場合の請求権について説明 します。

金銭の貸借を行う際に有用な情報

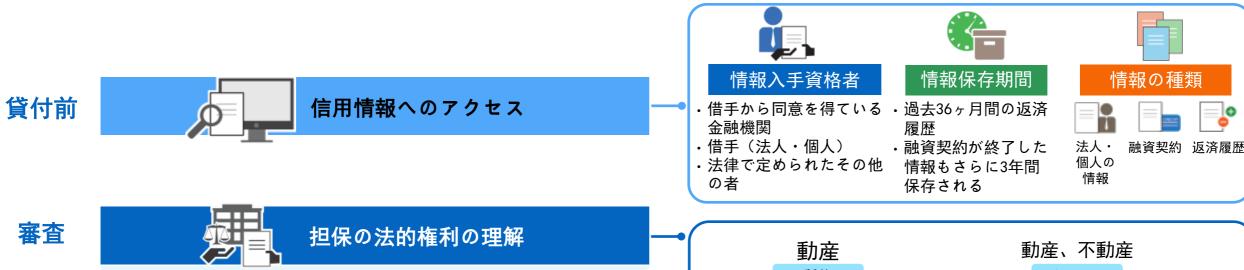
関係機関

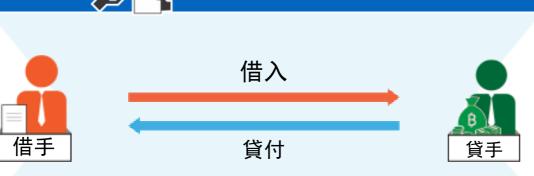


- NCB・タイ国信用調査所
- ・タイ中央銀行
 - •中央破産裁判所
- •信用情報保護委員会

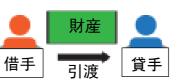


- •民事執行局
- •財政政策局





質権





貸付後



請求権の法的裏付けの理解



担保権者は、担保物件が売却された際、 優先的に弁済を受ける権限を有する。

信用情報に関する詳細は https://www.ncb.co.th をご参照下さい。

6. 投資家保護

本章では、公の場で取引されている上場会社株式への投資を行う際の投資家の権利および 保護について解説します。法令・規則は、情報の開示、取締役の説明責任、関係会社間 取引、株主の関与、企業統治、その他投資家保護に重点をおいています。

関係機関



❤ ・タイ証券取引所

投資家保護



♣ • タイ証券取引委員会



•商務省

投資家の保護のための有用な情報



どのような情報が入手可能か?

情報開示

情報開示の方法やレベルは、 企業の透明性のレベルを反映し、 投資家が正しい投資判断を行う 際に重要となる。

開示されている情報:



財務諸表



年次情報開示フォーム



年次報告書



重大な変更・重要 な取引に関する ニュース



取締役の説明責任と義務の範囲は?

取締役の責任

取締役は投資家からより高い 信用を得るため、その行動に 責任を持ち、事業上の意志決定 は慎重に行い、透明性と説明 責任を高めることが求められる。



取締役による利益相反取引が行われた 場合、:

- 投資家は、取締役の怠慢、不注意、 故意により生じた損害に対して損害 賠償請求をすることができる
- 裁判所は、株主の正当な請求により 取引を無効とすることができる
- 取締役は、当該取引から得た利益を 返還しなければならない
- •取締役に対しては、罰金刑・懲役刑 が適用される



少数株主を保護する仕組とは?

裁判手続きの利便性

投資家は自己の利益を守る ため、裁判所へ提訴する権利 を有している。



20%以上の株式を有する株主 は、登記官に対し取引を調査 する検査人の選任を請求する ことができる。

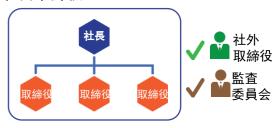


重要な取引に対するマネージメント 体制および株主の関与の基準は?

企業統治

企業統治には、マネージメント 体制および投資家の保護が含ま れる。

企業統治の仕組み 社内取締役



特段の定めが無い限り、主要な取引は 株主総会の承認を受ける必要がある。

- 議決権の変更に関する規定: 株主総会の承認を受ける必要がある
- 株式の譲渡制限
- ・株式の持合に関する規定: 25%を上限とし、親子会社間の株式の 持合は禁止されている。



- タイ証券取引所 http://www.set.or.th/th 02 229 2222
- タイ証券取引委員会 http://www.sec.or.th 1207 or 02 695 9999

7. 納稅

本章では、タイ国内で事業活動を行う場合に申告、納付、拠出が義務 付けられている各種税金および拠出金について解説します。

事業活動にかかる税金および拠出金



拠出金





• 歳入局



• バンコク都庁

納税



• 物品税局



• 陸運局



• 社会保険事務所

税金





rdserver. rd.go.th



継続的に行われ

る一定の事業



社会 rd.go.th

www.sso <u>.go.th</u>

労災

1名以上の従業員を 有する事業者

その他の租税

源泉税

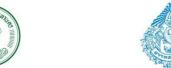
一定の種類の所得に対しては 源泉税が課される。所得の支払者 は、源泉税を控除し歳入局へ納付 しなければならない。

• 印紙税

28種類の文書や契約書には印紙税 が課される。未納付の場合、裁判 あるいは公務上、法的効力を 有しない。

rd.go.th

タイ国内で事業活動を行 う法人、およびタイ国内 源泉所得を有する法人





物品税

付加価値税

登録事業者



自動車税



自動車の所有者

賃貸または商業用目的 で使用される家屋、建 物、土地の所有者

小売価格に含 まれている



- 歳入局 www.rd.go.th Call Center 1161
- バンコク都庁 www. bangkok. go. th 02 224 2141 69
- 陸運局 www.dlt.go.th Call Center 1584
- 社会保険事務所 www. sso. go. th Call Center 1506

8. 輸出入

輸出入

本章では、海上船舶による輸出入の手続について解説します。バンコク港での ドライカーゴ(非危険物・冷凍不要の一般貨物)の輸出入を例とします。貨物の形態は、 20フィートのFCL貨物です。手続は、代理人(海運貨物取扱業者・船舶会社・税関貨物 取扱業者・代理人)が行います。なお、本章で表示されている諸経費は関係機関へ支払う 手数料のみであり、関税・代理人への手数料は含まれていません。

関係機関

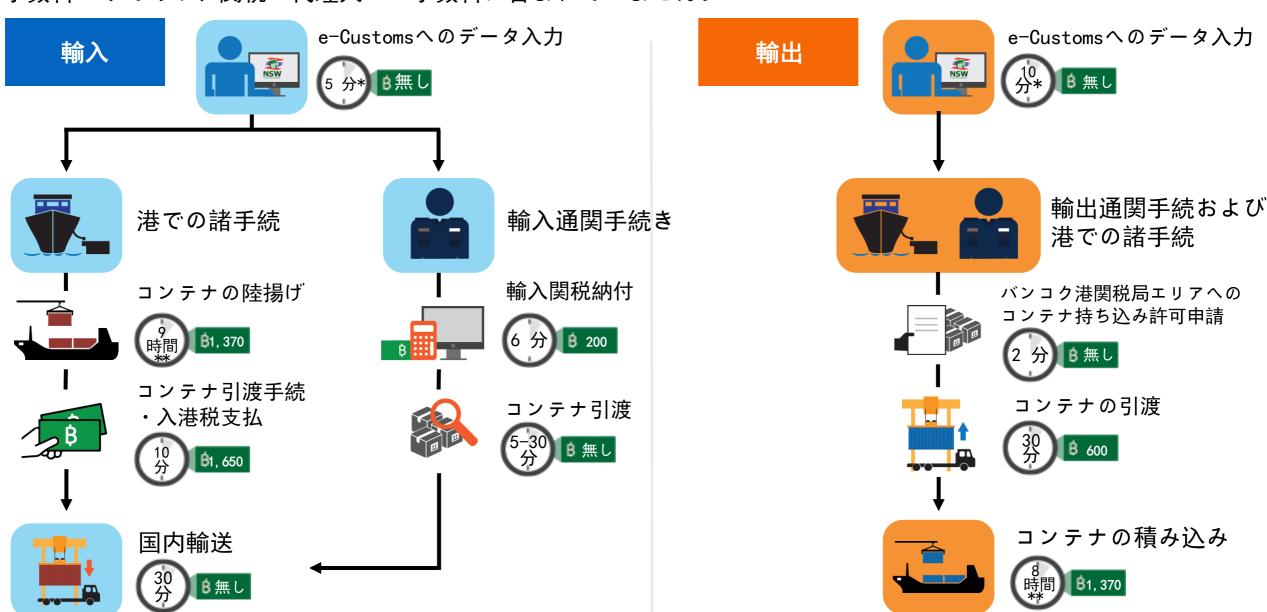




爾 • 関税局



・ バンコク港



- 空輸による輸出入についてはタイ空港株式会社にご確認下さい。www.airporthai.co.th 陸路による輸出入については関税局にご確認下さい。www. customs. go. th
 - 各種祖税恩典に関する情報は www.customs.go.th/wps/wcm/connect/Library+cus501th/InternetTH/6を参照下さい。
- * 書類を準備するための所要時間は含まず ** 1隻当たりの平均時間



- 税関局: www.customs.go.th Customs Care Call Center 1164
- バンコク港: www. bkp. port. co. th 02 269 3000

9. 訴訟

訴訟

関係機関





• 司法裁判所



民事執行局

本章では、一般的な売買契約紛争事例を用いて、民商法に基づいた手続、費用 について解説します。本事例は、商品の売買契約の一方の当事者である買主が 注文した商品の代金の支払を拒否したため契約不履行で訴えられたもので、裁判 では売主(原告)が勝訴し、買主(被告)が所有する動産の強制競売により商品 の代金が回収されました。

所要時間* 紛争解決手続・所要時間 時間 費用 裁判申立 被告 訴状提出 強制執行 審理・判決

* 上記の事例は、買主がカスタムメードの商品を注文したところ、商品が注文どおりに製造されていなかったとして商品代金の支払を拒否した という、買主・売主(共にタイ国内企業)との間の紛争事例である。売主は裁判所に提訴し、裁判では売主が勝訴し、買主は商品代金の支払を 命じられた。請求金額は、、タイ人一人あたりのGDPの200%、約300,000バーツとしている。 所要時間の計算は、訴状の提出から商品代金の支払までの期間に、審理および判決を待つ時間を加算している。



▶ 司法裁判所 www.coj.go.th Hotline 1741

• 強制執行局 www.led.go.th 02 881 4999

10. 債務超過



債務超過

関係機関

再生計画の

実行





• 中央破産裁判所



• 民事執行局

債務超過に陥った場合、破産か再生か、何れかの方向に進むことになります。本章では、投資家の皆様に破産および再生の手続をご理解いただくために、ある事例を用いてこれらの手続、所要時間について解説します。

破産手続および再生手続・所要時間



申請書の

受理

審理

生計画作成者

の選任

管理人選任

- * 本事例の概要:
- 債務者はホテル事業を営むタイ法人で、収益減少という問題を抱えていた。

再生手続

- 債権者は2種類
 - 1)銀行:債務総額の74%。債務者が所有する全ての資産に担保が設定されている。該当資産の時価は債務額と同額。

再生手続

申請

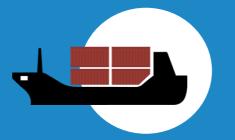
- 2) その他:債務総額の26%(仕入先、従業員等)。担保は設定されていない。
- 継続企業として事業を譲渡する場合、その価値は時価の100%となるが、資産の切り売りの場合には、時価の70%になる。したがて、本件の解決に当たっては、再生手続もしくは継続企業としての事業売却が望ましい。
- 上述の所要期間は平均値である。
- ▶ 中央破産裁判所 www.cbc.coj.go.th 02 141 1500
 - 民事執行局 www. led. go. th 02 881 4999





タイでの企業運営 マニュアル 2015年版











公共部門開発委員会事務局

バンコク都 ドゥシット区 ピサヌローク通り 59/1番地

電話: 02 356 9999 www.opdc.go.th